



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 不 二 製 油 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 清 水 洋 史  
(コード番号 2607 東証・大証各 1 部)  
問 合 せ 先 I R・広 報 部 長 隈 部 博 史  
(電話番号 072-463-1035)

### 定款一部変更の件について

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の当社第 85 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I 定款一部変更の理由

取締役会の招集権者および議長について、取締役会規則に定めることを明確にすることにより、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第 23 条の変更を行うものです。

#### II 変更の内容

別紙の「定款一部変更新旧対照表」のとおりです。

#### III 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

(別 紙)

II 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

定款一部変更新旧対照表

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="284 656 651 689">第 1 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="245 772 660 806">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="228 824 783 1167">第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="256 1256 639 1290">第 24 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="922 656 1321 689">第 1 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 772 1241 806">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="809 824 1364 1010">第 23 条 取締役会<u>の招集権者および議長</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会規則により定める。</u></p> <p data-bbox="892 1252 1300 1285">第 24 条～第 46 条 (現行どおり)</p>